

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
高知県造林事業費補助金交付要綱	高知県造林事業費補助金交付要綱
第1条～第13条 [省略]	第1条～第13条 [省略]
附 則 [省略]	附 則 [省略]
<u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年5月30日から施行する。ただし、国の令和6年度事業については、従前の例によるものとする。</u>	<u>「新設」</u>

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改 正 後						現 行					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
事業名	事業区分		事業の種類	造林区分		事業名	事業区分		事業の種類	造林区分	
	大区分	小区分		大区分	小区分		大区分	小区分		大区分	小区分
森林環境 保全整備 事業	森林環境 保全整備 事業			人 工 造 林	再造林 地拵え 伐採前特殊 地拵え 特殊地拵え <u>耕作放 棄地への人工造林</u> 改良	森林環境 保全整備 事業	森林環境 保全整備 事業			人 工 造 林	再造林 地拵え 伐採前特殊 地拵え 特殊地拵え 改良 <u>耕作放棄地への人工造 林</u>
				樹 下 植 栽 等						樹 下 植 栽 等	
				下 刈 り						下 刈 り	
				雪 起 こ し						雪 起 こ し	
				倒 木 起 こ し						倒 木 起 こ し	
				除 伐						除 伐	
				保 育 間 伐						保 育 間 伐	
				間 伐						間 伐	
				更 新 伐						更 新 伐	
				付 帯 施 設 等 整 備	鳥獣害防止施設等整備、林内 作業場及び林内かん水施設 整備、林床保全整備、荒廃竹 林整備					付 帯 施 設 等 整 備	鳥獣害防止施設等整備、林内 作業場及び林内かん水施設 整備、林床保全整備、荒廃竹 林整備
				森 林 作 業 道						森 林 作 業 道	
	特定機能 回復事業	森林緊急 造成		[省略]	[省略]		特定機能 回復事業	森林緊急 造成		[省略]	[省略]
		被害森林 整備		[省略]	[省略]			被害森林 整備		[省略]	[省略]
		重要イン フラ施設 周辺森林 整備		[省略]	[省略]			重要イン フラ施設 周辺森林 整備		[省略]	[省略]

		林相転換 特別対策 (特定ス ギ人工 林)		一 貫 作 業 <u>人 工 造 林</u> 下 刈 り <u>更 新 伐</u> 付 帯 施 設 等 整 備 森 林 作 業 道	再造林 機械地植え 鳥獣害防止施設等整備、林 内作業場及び林内かん水施 設整備、林床保全整備
		保全松林 緊急保護 整備		[省略]	[省略]
農山漁村 地域整備 交付金（ 森林整備 事業）	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]

		林相転換 特別対策 (特定ス ギ人工 林)		一 貫 作 業 <u>[新 設]</u> 下 刈 り <u>[新 設]</u> 付 帯 施 設 等 整 備 森 林 作 業 道	<u>[新設]</u> 鳥獣害防止施設等整備、林 内作業場及び林内かん水施 設整備、林床保全整備
		保全松林 緊急保護 整備		[省略]	[省略]
農山漁村 地域整備 交付金（ 森林整備 事業）	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改 正 後					現 行				
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）				
事業名	事業区分	事業内容及び補助対象経費	事業主体	補助率	事業名	事業区分	事業内容及び補助対象経費	事業主体	補助率
森林環境保全整備事業	1 森林環境保全直接支援事業	[省略]	[省略]	[省略]	森林環境保全整備事業	1 森林環境保全直接支援事業		[省略]	[省略]
	2 特定機能回復事業		[省略]	[省略]		2 特定機能回復事業		[省略]	[省略]
	(1) 森林緊急造成	[省略]				(1) 森林緊急造成	[省略]		
	(2) 被害森林整備	[省略]				(2) 被害森林整備	[省略]		
	(3)重要インフラ施設周辺森林整備	[省略]				(3)重要インフラ施設周辺森林整備	[省略]		
	(4) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）					(4) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）			
	ア 一貫作業	[省略]				ア 一貫作業	[省略]		
	<u>イ 人工造林</u>	<u>1のアに準ずる。</u> <u>ただし、地存えに含むことのできる経費は、機械地存えとする。</u>				<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>		
	<u>ウ 下刈り</u>	[省略]				<u>ㄥ 下刈り</u>	[省略]		
	<u>エ 更新伐</u>	<u>1のケに準ずる。</u>				<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>		
	<u>オ</u> 付帯施設等整備	アから <u>エ</u> までのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア)～(ウ) [省略]				<u>ウ</u> 付帯施設等整備	アから <u>ㄥ</u> までのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア)～(ウ) [省略]		

	カ 森林作業道整備 (5) 保全松林緊急保護整備	1のサに準ずる。(ただし、1のサにおいて「アからケまで」とあるのは「アからエまで」と読み替える。) [省略]					キ 森林作業道整備 (5) 保全松林緊急保護整備	1のサに準ずる。(ただし、1のサにおいて「アからケまで」とあるのは「アからイまで」と読み替える。) [省略]	[省略]												
農山漁村地域整備交付金（森林整備事業）	3 共生環境整備事業（森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業）	[省略]	[省略]	[省略]	農山漁村地域整備交付金（森林整備事業）	3 共生環境整備事業（森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業）	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]											
	4 機能回復整備事業（特定森林造成事業）	[省略]	[省略]	[省略]		4 機能回復整備事業（特定森林造成事業）	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]											
備考 1～8 [省略] 9 2の(4)のアに定める一貫作業及びイに定める人工造林については、1ha 当たり 2,000 本以下の植栽本数を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13 年6 月19 日付け13 林整保第31 号林野庁長官通知）に定められる花粉の少ない品種及び知事が花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。 10 [省略] (付表) [省略]											備考 1～8 [省略] 9 2の(4)のアに定める一貫作業については、1ha 当たり 2,000 本以下の植栽本数を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13 年6 月19 日付け13 林整保第31 号林野庁長官通知）に定められる花粉の少ない品種及び知事が花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。 10 [省略] (付表) [省略]										

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改 正 後			現 行		
別表第3（第3条関係）			別表第3（第3条関係）		
事業名	事業区分	事業規模等	事業名	事業区分	事業規模等
森林環境 保全整備 事業	1 森林環境保 全直接支援事業	[省略]	森林環境 保全整備 事業	1 森林環境保 全直接支援事業	[省略]
	2 特定機能回 復事業 (1) 森林緊急 造成	[省略]		2 特定機能回 復事業 (1) 森林緊急 造成	[省略]
	(2) 被害森林 整備	[省略]		(2) 被害森林 整備	[省略]
	(3) 重要イン フラ施設周辺森 林整備	[省略]		(3) 重要イン フラ施設周辺森 林整備	[省略]
	(4) 林相転換 特別対策（特定 スギ人工林）	<u>人工造林及び下刈りについては、1 施行地の面積が0.1ha以上である こととする。</u> 一貫作業及び更新伐については、1 施行地の面積が0.1ha以上、1 伐 区当たりの面積の上限はおおむね2.5haの森林で行うものとし、伐区 については連たんしないものとする。 これに加えて、次に掲げる全ての要件に該当すること。 ア 「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき都道府県が設定するス ギ人工林伐採重点区域内の森林において行うものであること。 イ 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。 ウ 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所では ないこと。		<u>〔新設〕</u> 一貫作業及び下刈りについては、1 施行地の面積が0.1ha以上、1 伐 区当たりの面積の上限はおおむね2.5haの森林で行うものとし、伐区 については連たんしないものとする。 これに加えて、次に掲げる全ての要件に該当すること。 ア 「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき都道府県が設定するス ギ人工林伐採重点区域内の森林において行うものであること。 イ 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。 ウ 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所では ないこと。	
(5) 保全松林 緊急保護整備	[省略]	(5) 保全松林 緊急保護整備	[省略]		
農山漁村 地域整備 交付金 （森林整 備事業）	[省略]	[省略]	農山漁村 地域整備 交付金 （森林整 備事業）	[省略]	[省略]

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
別表第4（第5条―第7条関係） 〔省略〕 別記 第1号様式～第5号様式 〔省略〕	別表第4（第5条―第7条関係） 〔省略〕 別記 第1号様式～第5号様式 〔省略〕